



2021年4月28日

各 位

会 社 名 クオールホールディングス株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 中 村 敬  
(コード番号 3034 東証第一部)  
問い合わせ先 取締役 富 樫 豊  
T E L 03-6430-9060

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2021年2月26日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」の通り、2021年6月29日開催予定の当社第29期定時株主総会において承認されることを前提として、現在の監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行する予定であります。

これに伴い、2021年4月28日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を本定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

### 記

#### 1. 提案の理由

取締役会の監督機能の一層の強化、コーポレート・ガバナンス体制のさらなる充実を図るため、現在の監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の定款変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙の通りであります。なお、本定款変更は、本定時株主総会の終結の時をもって効力を生じるものといたします。

#### 3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	2021年6月29日（予定）
定款変更の効力発生日	2021年6月29日（予定）

以 上

別紙

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 ～ 第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 本会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役会</li> <li>2. <u>監査役</u></li> <li>3. <u>監査役会</u></li> <li>4. 会計監査人</li> </ol> <p>第5条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条 ～ 第10条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条 ～ 第13条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 ～ 第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 本会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役会</li> <li>2. <u>監査等委員会</u></li> <li>3. 会計監査人</li> </ol> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条 ～ 第10条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条 ～ 第13条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(決議の方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めのある場合を除き、出席した<u>議決権を行使することができる株主の議決権の過半数</u>をもって行う。</p> <p>② 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、<u>その議決権の3分の2以上</u>をもって行う。</p> <p>第15条 ～ 第16条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第17条 本会社の取締役は、15名以内とする。</p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めのある場合を除き、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数</u>をもって行う。</p> <p>② 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、<u>出席した株主の議決権の3分の2以上</u>をもって行う。</p> <p>第15条 ～ 第16条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第17条 本会社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>は、15名以内とする。</p> <p>② <u>本会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の選任及び解任)</p> <p>第18条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、<u>その議決権の過半数をもって行うものとし、解任決議は、本定款第14条第2項の定めるところによる。</u></p> <p>③ 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p>	<p>(取締役の選任及び解任)</p> <p>第18条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>② <u>前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別してしなければならない。</u></p> <p>③ 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、<u>出席した株主の議決権の過半数をもって行うものとし、解任決議は、本定款第14条第2項の定めるところによる。</u></p> <p>④ 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p>⑤ <u>本会社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くこととなる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p> <p>⑥ <u>前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の時までとする。</u></p>
<p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>③ <u>補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>第20条 ～ 第22条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集手続)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。但し緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>第24条 ～ 第27条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</p> <p>第29条 (条文省略)</p> <p>第5章 <u>監査役、監査役会及び会計監査人</u> (監査役の員数)</p> <p>第30条 <u>本会社の監査役は、5名以内とする。</u></p>	<p>第20条 ～ 第22条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集手続)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発するものとする。但し緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p><u>② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第24条 <u>本会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第25条 ～ 第28条 (条数繰下げ、現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</p> <p><u>② 前項の取締役の報酬は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定めなければならない。</u></p> <p>第30条 (条数繰下げ、現行どおり)</p> <p>第5章 <u>監査等委員会及び会計監査人</u> (削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>(監査役の選任)</u></p> <p><u>第31条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p><u>② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>③ 本会社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p><u>④ 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役の任期)</u></p> <p><u>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>② 補欠によって選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役会及び常勤監査役)</u></p> <p><u>第33条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役を選定する。</u></p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(<u>監査役会の招集手続</u>)</p> <p>第34条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。但し緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(<u>監査役会の決議</u>)</p> <p>第35条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>(<u>監査役会の議事録</u>)</p> <p>第36条 <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p> <p>(<u>監査役会規則</u>)</p> <p>第37条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p> <p>(<u>監査役の報酬等</u>)</p> <p>第38条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</u></p>	<p>(<u>監査等委員会の招集手続</u>)</p> <p>第31条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の3日前までに発するものとする。但し緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(<u>監査等委員会の決議</u>)</p> <p>第32条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等員の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>(<u>監査等委員会の議事録</u>)</p> <p>第33条 <u>監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p> <p>(<u>監査等委員会規則</u>)</p> <p>第34条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第39条 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>② 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結する事ができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第40条 ～ 第42条 （条文省略）</p> <p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>第43条 ～ 第45条 （条文省略）</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>第35条 ～ 第37条 （条数繰上げ、現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>第38条 ～ 第40条 （条数繰上げ、現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>本会社は、第29期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>② 第29期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第39条第2項の定めるところによる。</p>

以上